

答141 扱おうとする特別管理一般廃棄物の種類に応じて、当該特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないよう適切に業務が遂行できるだけの、当該特別管理一般廃棄物の性状、処理方法、取扱い上の留意事項に関する知識を有すると認められる者が該当する。(平4.8.31衛環245問20)

3 事業者の協力

(適正処理困難物の市町村条例による指定)

問142 法第6条の3第1項の規定に基づいて環境大臣が指定する一般廃棄物以外の一般廃棄物を条例で指定し、事業者に対し、回収を義務付けることはできるか。

答142 個々の市町村において、清掃事業の円滑な運営、一般廃棄物の適正な処理という観点から、当該施設の実情に応じて、環境大臣が指定する「適正処理困難物」以外に条例で処理が困難な一般廃棄物を指定し、事業者にその処理の協力を求めるることは差支えない。(平4.8.31衛環245問28)

第4節 一般廃棄物処理業

1 一般廃棄物処理業の許可を要する場合、要さない場合

(食品リサイクル法の登録事業場への運搬)

問143 食品関係事業者の委託を受けて、食品リサイクル法第10条第1項の登録事業場への食品循環資源を運搬する者は、食品リサイクル法第20条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可が不要と解してよろしいか。

答143 食品リサイクル法第20条第1項の規定は、例えば、通常積卸しを行う市町村の許可が必要なところ、積み込みを行う区域の市町村の許可があれば、登録事業場（卸先）がある市町村の許可が不要になるという内容である。なお、登録事業場が区域内にある場合でも、その市町村の許可が必要である。(平13.4.26本県聴取)

(乗車券・定期券の処理に関わる許可)

問144 JRの使用済乗車券・定期券のリサイクル化に当たり、廃棄物処理法上必要な手続きの有無について伺う。

J R Y支社のN商事への委託内容はO府内のパルプ工場への運搬～溶融確認までの管理責任委託（有償）であり、又運搬先のパルプ工場はN商事にパルプ原料代として、いくばくかの代金を支払う計画である。N商事並びにパルプ工場はいずれも、廃棄物処理法に基づく処理業の許可は得ていない。以上のケースにおいて、N商事、及びパルプ工場の廃掃法上の取扱いを、下記のとおりとしてよろしいか。

記

(N商事について) 排出元のY市、及び運搬先のO府の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。

(パルプ工場について) 代価を払いパルプ原料として利用することから廃掃法に基づく処分業の許可は不要である。

答144 乗車券・定期券は紙と磁気部分からなるが、総体としては紙くずとして取扱うこ

と。

この事例において、収集運搬される過程では一般廃棄物であり、パルプ工場に引き渡されたところで有価物となると解される。従って、N商事は、一般廃棄物の収集運搬業の許可が必要であり、パルプ工場については処分業の許可は不要である。しかし、一般廃棄物に関する解釈は市町村に委ねられているところである。もし、市町村が当該紙くずを専ら物と判断される場合は、この一般廃棄物の処理に許可は不要である。なお、乗車券・定期券は総体として紙くずとして取扱うが、中間処理により紙の部分と、磁気の部分に分別された場合は、分別された紙くずは一般廃棄物、磁気部分は産業廃棄物となる。(平12.6.6本県聴取)

(県の委託を受けた社団法人)

問145 K県その他の地方公共団体の事務及び事業を目的として設立された社団法人K県弘済会に県道の清掃並びに県道及び県道側溝の土砂、石、ゴミなどの収集、運搬を業として委託し、委託料金を支払う場合、一般廃棄物処理業の許可の取扱いについて、次のとおり措置することは妥当か。

県道及び県道側溝の清掃並びに土砂、石、ゴミなどの収集、運搬を業とする場合、一般廃棄物処理業の許可は不要である。

許可を不要とする理由

市町村が収集、運搬を民間に委託する場合許可不要に準じて、地方公共団体である県がその公共事務である県道維持管理の一環として行う県道及び県道側溝の清掃並びに運搬を社団法人に委託した場合も、同様の扱いをするため。

答145 県の委託を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づく一般廃棄物処理業の許可が必要である。(昭53.12.1環計103)

(一般廃棄物処理計画区域内への搬入処分)

問146 空港内で発生する一般廃棄物の処理を委託され、空港外に当該一般廃棄物を運搬し、かつ、法第6条第1項に規定する処理計画区域内において焼却することを業としている者がいるが、この者は一般廃棄物処理業の許可は必要か。

答146 必要である。(昭54.11.26環整128、環産42問36)

(家庭の汚水貯留槽から排出された汚泥の処理)

問147 家庭の台所から排出される汚水を貯留する槽に沈殿する汚泥を、法第6条第1項において規定する処理計画区域内で処理する業者がいる。この者は、一般廃棄物処理業の許可が必要と解するがどうか。

答147 お見込みのとおり。(昭54.11.26環整128、環産42問37)

(人の手足等の処理)

問148 医療機関が排出する人の手足、内臓を料金をとって処理する者は、一般廃棄物処理業の許可が必要と解するがどうか。

答148 お見込みのとおり。(昭54.11.26環整128、環産42問38)

(一般廃棄物である魚のアラの化製処理)

問149 町外からの一般廃棄物である魚のアラを持ち込み化製処理することについて、次

のとおり疑義が生じている。

- (1) 当該廃棄物の町内への搬入・処理は、町長の許可を要する行為か。
- (2) もし、許可が必要としたら、法第7条第3項において
 - ① 第1号「当該市町村による……処分が困難であること」と本件のように他市町村から持ち込み処理する場合の関係はどう考えるべきか。
 - ② 第2号「その申請の内容が……計画に適合するものであること。」とあるが、通常一般廃棄物処理計画には魚のアラまで考えていない。このような場合、計画に適合するものであることはどう考えるべきか。

答149 次のとおり。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可が必要である。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可は、市町村の自由裁量であり、許可しようと思えば、法第7条第3項第1号に規定する「困難であること」と考えればよいし、第2号に規定する「計画に適合するものであること」と考えればよい。(昭58.8.12H県聴取)

(個人宅から排出される感染性廃棄物の処理)

問150 糖尿病の患者が自宅で治療のため注射器を使用し、使用後自宅に保管されている注射針等を、医療機関の産業廃棄物として感染性産業廃棄物の収集運搬許可を持つ特別産業廃棄物処理業者が収集を行うことは可能か。

当該注射針等が、患者か医療機関どちらの所有かによって異なる。治療器具を治療費の名目で購入している場合、患者所有のものであり、個人宅から排出されることになるので、事業活動によるものではなく、感染性一般廃棄物となる。したがって、収集するためには特別管理一般廃棄物運搬業の許可が必要となる。一方、患者が治療器具を医療機関から借り、治療後の器具は医療機関に返却する形の場合、医療機関所有のものであり、最終的には引き取った医療機関から排出されることになるため、特別管理産業廃棄物に該当し、特別管理産業廃棄物処理業者が収集することができる。患者の自宅へ特別管理産業廃棄物処理業者が回収に行く場合は、医療機関と処理業者の契約が適正であり、患者の自宅の保管状態が法律の保管基準に適合していなければならないと解してよろしいか。

答150 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の区分については、貴見のとおり。ただし、感染性一般廃棄物の処理に際しては、特別管理一般廃棄物処理業という許可はないので、次の順で処理が優先される。

1. 市町村が自ら行う。
2. 市町村が、業者に対し特別管理一般廃棄物を扱うという内容で、一般廃棄物処理の委託又は一般廃棄物処理業の許可をする。
3. 特別管理産業廃棄物処理業者が処理をする。

なお、一般廃棄物については、あくまでも市町村に、その適正な処理に必要な措置を講ずる責務があるため、安易に特別管理産業廃棄物処理業者が処理を受託できるものではない。(平13M県聴取)

(他市の一般廃棄物処理計画区域内での処理)

問151 A市の委託業者がB市の一般廃棄物処理計画区域内においてA市で発生した一般

廃棄物を処理する場合、B市長の一般廃棄物処理業の許可が必要か。

答151 不要である。

ただし、A市は、令第4条第7号の規定により委託業者に処分の場所としてB市内の地点を指定する場合は、あらかじめB市と十分に話し合う必要がある。(昭54.11.26環整128、環産42問39)

(残飯と豚肉の交換)

問152 養豚業者が飲食店等から残飯を豚肉と交換で受け取り、これを全て飼料にしている。当該養豚業者は、一般廃棄物処理業の許可が必要か。

答152 当該豚肉が当該残飯の対価的性格を有していると認められる場合にあっては、当該残飯は有価物であり、照会に係る者については、許可不要である。(昭54.11.26環整128、環産42問40)

(再生業と一般廃棄物処分業)

問153 廃棄物の再生を業として行おうとする者は、法第7条第4項の許可(一般廃棄物処分業)の対象とするとことができると解してよいか。

答153 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問130)

2 一般廃棄物処理業の許可の基準・条件等

(許可要件適合と不許可処分)

問154 一般廃棄物処理業の許可を申請した者が、法第7条第3項各号の要件に適合している場合にもなお許可しないことができるか。

答154 一般廃棄物処理業の許可は、法第7条第3項の各号に適合している場合には、許可しなければならない。

なお、法第7条第3項第1号及び第2号の判断については個々の市町村の事情が考慮されることとなる。(昭54.11.26環整128、環産42問41)

(政令で定める使用人の判断)

問155 法第7条第3項第4号ト及びチの「政令で定める使用人」について

- (1) 申請者の使用人が、「政令で定める使用人」に該当するか否かの判断は、申請者の申告によればよいと解してよいか。
- (2) 当該「使用人」については、許可申請に係る地方公共団体の区域内に存する支店・事務所等に係る代表者に限ると解してよいか。

答155 (1)については、お見込みのとおり。(2)については、令第4条の6に定める使用人全てであり、当該許可申請に係る地方公共団体の区域内に存する支店・事務所等に係る者に限定されない。(平4.8.31衛環245問35)

(許可の条件の付与)

問156 法第7条第7項の規定に基づき、一般廃棄物処理業の許可に次のような条件を付すことができるか。

- (1) 積卸しは、市街地を避けること。
- (2) 積卸しを行う場所の周辺住民の同意を得ること。

答156 (1)については、申請者の事業計画上予定されている積卸し方法を採れば市街地において適当な場所、施設の確保が困難である等生活環境保全上必要が認められる場

合については、可能である。

(2)については、法第7条第7項の規定の予定するところではなく、必要があれば別途、適切な指導を行われたい。(昭54.11.26環整128、環産42問43)

3 一般廃棄物処理業の許可の更新、変更許可、届出等

(繰上更新の指導)

問157 一般廃棄物処理業の許可の更新の時期が年度末になるように、一般廃棄物処理業者の協力を得て許可後2年未満であっても更新を早めて行うよう指導してよいか。

答157 法律上の許可の有効期限は2年間とされているので、2年未満内の更新を指導することは慎重に行うべきであり、一般廃棄物処理業者と十分協議する必要がある。
(平4.8.31衛環245問30)

(許可の更新申請に係る提出書類)

問158 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項又は第5項(一般廃棄物処理)の許可の更新に当たって、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でない証明書、誓約書及び経理的基礎を証する書類の提出を求めるることは必要ないか。

答158 一般廃棄物の処理については、従来より市町村の固有事務として実施されてきており、一般廃棄物処理業は市町村が策定する一般廃棄物処理計画の下で許可してきた実績を有するものである。また、一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村がその固有事務として実施する一般廃棄物処理業の一環として、市町村を補完し、その信頼性・安定性が確保されているものである。このようなことから、法第7条第2項又は第5項の許可の更新に当たって提出させる書類は、行政事務の簡素化の観点からも画一的に過大なるものとするべきではない。また、許可の更新の申請が法第7条第3項各号又は第6項各号に適合しているかどうかの判断は、事業の実績を考慮して行うことが可能である。したがって、法第7条第2項又は第5項の許可の更新に当たっては、特段の事情のない限り、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でない証明書、誓約書及び経理的基礎を証する書類の提出を求める必要はない。
(平5.3.11衛環70)

4 その他

(配慮の具体的な内容)

問159 法第9条の4「施設の周辺地域への配慮」の具体的な内容如何。

答159 廃棄物処理施設と周辺住民との調和が図られるよう、廃棄物処理施設の設置者、管理者が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すべきことを責務として規定したものである。この配慮についての具体的な内容は、個々の施設の状況により異なるが、例えば、廃棄物処理施設の運転に伴い、周辺地域の生活環境の保全上支障が生じないように維持管理を徹底すること、廃棄物処理施設の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図ること等があげられる。
(平4.8.31衛環245問44)

(廃止の確認制度)

問160 法第9条第3項の廃止の届出があるが、廃止の確認があればそれが不要になるの

か。

答160 法第9条第3項の届出は従来どおり行う。手続としては、廃止の確認を受けた後に遅滞なく届出を行うこととなる。(平9.6.24全国廃棄物担当主管課長会議)

(再生利用業者の取得している収集運搬業の取扱い)

問161 指定された事業者がすでに産業廃棄物収集運搬業の許可取得事業者である場合(再生利用業の指定と同一事業内容である場合)、再生利用業の指定により、産業廃棄物収集運搬業の許可について廃止せざる旨の指導を行うことが妥当と解するが如何か。

答161 今回の指定業者が産業廃棄物収集運搬業の許可業者であり、かつ事業内容が同一である場合、次回の更新時に更新手続きをせず、期限切れの方向で業の許可を抹消させるのが適当と解する。

なお、廃掃法施行規則第9条第3号指定と産業廃棄物収集運搬業の許可は事業内容に明確な区分がなされていれば両立し得ると解する。

排出事業者からの排出量、処理経路(再生経路)、処理実績等から事業内容の区分が可能であると考えられる。(平7.10.3本県聴取)

(再生利用業者の同一事業内容での許可の取得)

問162 このたび、この通知(平成7年8月22日付事務連絡)(本疑義集問244参照)により指定された事業者のうち、現在産業廃棄物収集運搬業の事前協議(再生利用業の指定と同一事業内容である場合)の書類が提出されている事業者があり、この書類の取扱いについては、許可申請しない旨の指導を行うことが妥当と解するが如何か。
(参考)

産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む。)

許可品目: 廃プラスチック類(廃タイヤに限る。)

答162 再生利用業の指定を受けた事業範囲と産業廃棄物収集運搬業の事業範囲を、明確に区分できる場合に限って、許可を出すことは差支えないものと解する。

なお、今回の指定は、産業廃棄物である廃タイヤのみであり、一般廃棄物である廃タイヤは対象としていない。(平7.10.3本県聴取)

第5節 産業廃棄物の処理

1 事業者及び地方公共団体の処理

(自家処理)

問163 (1) 解体業者「乙」は、A地区の建設工事を受注した元請業者「甲」から、解体工事の下請けを受けたが、新たにB地区で建設工事が発注された元請業者「丙」から解体工事の下請けの依頼を受けた。

双方の現場から発生する建設廃棄物を、同じ期間に中間処理を行う場所まで「乙」が運搬して双方の建設廃棄物を同時に「乙」が処理する場合、自家処理と言えるか。

(2) 排出事業者が、元請業者「甲」と、下請業者で解体工事を行う「乙」の双方に